

# 学校生活のきまり（校則）

宇部市立上宇部中学校生徒指導部  
令和5（2023）年4月

## 1 服装

### (1) 冬の制服

- ① 男子生徒……制服は、標準学生服の上着およびズボン

#### 標準学生服とは？

- ・ 「日本被服工業組合連合会（日被連）」認証全国標準型学生服であること
- ・ 「宇部市児童生徒健全育成協議会」規定のものであること  
（上着袖ボタン2つ・ズボンはノータック）

- ② 女子生徒……制服は、学校規定の紺のセーラー服（ダークグリーンの襟線と袖線）及びスカート
- ・ ネクタイは規定のもの

### (2) 夏の制服

- ① 男子生徒……制服は、無地の白色カッターシャツ（長袖も含む）、または半袖開襟シャツ
- ・ ボタンダウン等飾りのあるものは許可しません。
  - ・ ズボンは冬の服装に準じます。
- ② 女子生徒……制服は、白の半袖セーラー服
- ・ スカートの襟は冬の服装に準じます。
  - ・ ネクタイは冬の服装に準じます。

#### 注意事項

##### 【男子生徒】

- ・ ズボンはすそを切ったり、下げてはいたりしないようにしましょう。
- ・ 上着の下にはカッターシャツを着ましょう。
- ・ シャツは、必ずズボンの中に入れてましょう。
- ・ ベルトの色は、黒、紺、茶色とします（金属類が多くついているものは不可）。
- ・ ラウンドトリムカラーでないものは、襟カラーをつけましょう。
- ・ 長袖シャツの袖ボタンをきちんと留めましょう。

##### 【女子生徒】

- ・ セーラー服の上着丈を極端に短くしないようにしましょう。
- ・ スカートの丈は、膝頭が隠れる程度とします。（「宇部市児童生徒健全育成協議会」規定）
- ・ 袖ボタンをきちんと留めましょう。

##### 【男女共通】

- ・ 靴下は白 色以外の色物は不可とします。  
（足首部分のメーカー名等は1ポイントで華美でないものは可）
- ・ ルーズソックスや、くるぶしが露出する靴下は許可しません。
- ・ 上着の下に必ず肌着を着用しましょう（無地の白であること）。
- ・ 名札を胸ポケットにつけましょう。

### (3) 防寒具（期間：11月中旬から翌年3月下旬まで） \* 開始時期は臨機応変とする。

- ・ コート類……中学生らしく、華美でないもの。
- ・ 手 袋……同上
- ・ マフラー……首に一巻きして、腰までを限度とします。
- ・ カーディガン…無地で制服に準じる色（黒・紺）とします。（ボタン付）。  
裾の長さは手首まで、左胸部には名札を付けましょう。
- ・ タイツ……模様のない黒。黒の靴下着用可（模様等がないもの）。ストッキングは許可しません。

#### 注意事項

- ・ 校舎内では、カーディガン以外は着用しないようにしましょう。  
（運動場や体育館での全校及び学年集会は担当者の判断によります。）

## 2 上履き

- 本校指定のサンダル

## 3 下履き

- 男女とも白の運動靴で、体育の授業に使用可能なもの  
(ハイカット、ミドルカット等、体育の授業に適さないものは不可とします。)  
※ 靴ひも、中敷き、ロゴ等も含め、すべて白色でお願いします。

## 4 頭髪

- 学習や運動の妨げにならない、中学生としてふさわしい髪型
  - ① パーマネント・カール・編み込み・脱色・着色・マニキュアなどは禁止します。
  - ② 香水・整髪料は禁止します。
  - ③ 特異な髪型は禁止します。

### 注意事項

#### 【女子生徒】

- ・ 肩まである長い髪は、細いゴム（黒、紺、茶）で結ぶ。（耳より上にしない。）
- ・ リボンや髪飾り等はつけない。

## 5 カバン類

- ① 通学カバンは、学習用具を入れるのにふさわしいもの。（華美でないもの）
- ② 紙袋・ビニール袋等は特別な場合以外は使用しないようにしましょう。

## 6 自転車通学について

### 許可条件

- ① 規定された区域（大字上宇部327番地～、大字上宇部590番地～、開三丁目2～7番、開二丁目4～12番、県営住宅琴芝団地）の生徒
- ② 特別に事情があり、認められた生徒
- ③ 部活動で許可された生徒

- ・ 希望する生徒（許可条件を満たす）は、入学後『自転車通学許可願い』を提出し、許可をもらいましょう。
- ・ 部活動の自転車利用については、入学後に説明・指導します。
- ・ 変形車（例えばハンドルを上げる等）やマウンテンバイクは不可とします。
- ・ 登下校の際には、「ヘルメット」及び「安全たすき」を着用しましょう。
- ・ 上記規則が守れない場合は、ただちに使用許可を取り消します。

## 7 その他

- ① 8時15分までに登校（5分前登校）し、朝読書を行います。（遅刻の限界は8時20分）
- ② 水筒は通年持参可です。但し、中身は、お茶か水に限ります。
- ③ アルバイトは、原則として許可しません。但し、特別な事情がある場合は、申し出て下さい。
- ④ 学校生活に不要な物は持って来ないようにしましょう。守れない場合は、預かります。
- ⑤ 高等学校から以下のことについて中学校時においてしっかり身に付けておくように要望されています。
  - ・ 人の話を素直に聞くこと。
  - ・ さわやかなあいさつをすること。
  - ・ 時間を守ること。特に遅刻や欠席がないこと。
  - ・ 掃除をきちんとやること。
  - ・ 制服等、きちんとした身なりであること。

※ 日頃からいつ、どこで、誰と会っても恥ずかしくない自分であることが大切です。このプリントを熟読し、当たり前のこととして身に付けましょう。